

短時間通所リハビリテーション 介護サービス費・利用料

要介護	提供時間	費用(円)					算定単位	備考
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます。	1時間以上 2時間未満	366	395	426	455	487	1日	短時間通所リハビリテーションを行った場合に算定します

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
理学療法士等体制強化加算		30	1日	規定する配置基準を超えて理学療法士等を専従かつ常勤で配置した場合に算定します
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ	560	1月	厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)します 厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)します
		240		
	(A)ロ	593		
		273		
	(B)イ	830		
		510		
	(B)ロ	863		
		543		
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合算定します
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	240	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症リハビリテーションを集中的に行った場合算定します (1週間に2日を限度)
	(II)	1920	1月	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症リハビリテーションを集中的に行った場合算定します (1月4回以上リハビリ実施かつリハマネ加算算定が条件)
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1250	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合算定します ※利用開始月から起算して6月以内に限る
重度療養管理加算		100	1日	要介護度・医学的判断・医学的管理等を踏まえてリハビリテーションを行った場合に算定
中重度者ケア体制加算		20	1日	中重度の要介護者であっても、社会性の維持を図るとともに、在宅生活が継続できるケアを計画的に実施するためのプログラムを作成し手厚い職員配置を行った場合算定します
若年性認知症利用者受入加算		60	1日	若年性認知症の利用者(40歳以上65歳未満)に対して個別の担当者を中心に、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合算定します
送迎未実施減算		-47	片道	事業所が送迎を行わない場合減算します
同一建物減算		-94	1日	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合減算します
移行支援加算		12	1日	厚生労働省が定める移行支援プロセスを行い評価対象機関に一定の基準を超えた場合に算定します ※加算算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの算定。
科学的介護推進体制加算		40	1日	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。
サービス提供体制強化加算	(I)	22	1日	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。
	(II)	18		
	(III)	6		

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位 × 47 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。
	(II)			
	(III)			
介護職員等特定処遇改善加算	(I)	所定単位 × 20 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。
	(II)			
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービスの総単位数	× 10 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。

※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1~3割で計算されます。

※ 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円